

7 指 第 492 号
令和7年8月28日

京都府建設産業団体連合会長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

建設工事現場における安全確保の徹底について

平素は、本府の建設交通行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

建設工事現場における安全確保の徹底については、機会あるごとをお願いしているところですが、8月25日に国道178号の法面保護工事において、作業員がバランスを崩して転落し、負傷する事故が発生しました。

事故原因は現在調査中ですが、改めて下記に留意するとともに、工事関係者の安全意識を高め、自主的な点検を促すなど、今後の工事事故の防止に向け、安全確保の徹底をお願いします

記

- 1 施工計画書における安全計画を再点検の上、工事現場の巡視及び点検を実施し、安全確保を徹底すること。
- 2 監理技術者等に対し、改めて現場の安全確保の徹底を指示し、下請を含め周知を図ること。特に、墜落・転落防止対策や高所作業における安全帯の使用等について、作業手順等の作業計画を事前によく検討させ、安全確保の徹底を図ること。
- 3 1及び2について、受注者立会のもとで確認し、指示した事項については、その措置が完了したことを、必ず確認すること。

担 当	指導検査課指導係
電 話	075-414-5227